

「大学・専門学校等の学生への新型コロナワクチン接種促進事業」について、実施期間を延長するとともに、オミクロン株対応ワクチンの接種についても活用できることとなりましたので、お知らせします。

事務連絡
令和4年10月7日

各国公立大学法人担当課
大学を設置する各地方公共団体担当課
高等専門学校を設置する各都道府県・指定都市教育委員会担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課
大学又は高等専門学校を設置する公立大学法人を
設立する各地方公共団体担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課

御中

文部科学省高等教育局高等教育企画課

都道府県の大規模接種会場等における大学等単位での団体接種
の実施に当たっての経費の支援等について（その4）（周知）

各大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）におかれては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置の実施について適切に御対応いただくとともに、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に御尽力をいただき、感謝申し上げます。

「大学拠点接種」での追加接種（オミクロン株対応）実施に当たっての留意点等について（周知）」（令和4年9月22日付け文部科学省高等教育局高等教育企画課事務連絡）において、追って文部科学省から周知するとしていた「大学・専門学校等の学生への新型コロナワクチン接種促進事業」（以下「本事業」という。）について、令和5年3月まで実施期間を延長するとともに、オミクロン株対応ワクチンの接種についても活用できることとなりましたので、お知らせします。詳しくは、文部科学省ホームページに掲載している申請に係る様式等をご確認願います。

併せて、申請手続き等を別紙のとおり定めましたので、既に本事業に取り組んでいる大学等をはじめ、これから申請する大学等におかれても、確認をお願いします。

大学等においては、学生に対してワクチン接種に関する正確な情報発信に努め

ていただくとともに、大学拠点接種や本事業を活用いただくことで、一人でも多くの接種を希望する学生に対してワクチン接種の機会を提供できるよう積極的に取り組んでいただくようお願いいたします。

国公立大学法人におかれてはその設置する大学等に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれてはその設置する高等専門学校に対して、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体、教育委員会及び文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する大学又は高等専門学校に対して、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する大学に対して、本件について周知されるようお願いいたします。

- 大学・専門学校等の学生への新型コロナワクチン接種促進事業（新型コロナウイルスワクチン接種促進事業費臨時補助金）の申請手続き等について【別紙】
- 申請に係る様式等の掲載先（文部科学省ホームページ）
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_01530.html

< 本件連絡先 >

文部科学省大学等ワクチン接種加速化検討チーム企画調整班
03-5253-4111（内線：3331）
E-mail：daigaku-vaccine@mext.go.jp

大学・専門学校等の学生への新型コロナワクチン接種促進事業（新型コロナウィルスワクチン接種促進事業費臨時補助金）の申請手続き等について

令和 4 年 10 月 7 日 版
文部科学省高等教育局高等教育企画課

「都道府県の大規模接種会場等における大学等单位での団体接種の実施に当たっての経費の支援等について（その3）（周知）」（令和4年6月17日付け文部科学省高等教育局高等教育企画課事務連絡）において、周知した申請手続き等について、オミクロン株対応ワクチンの接種がはじまることから、改めて次のとおりお知らせします。

既に事業を実施している又はこれから申請を希望する大学・専門学校等におかれては、以下に記載する事項をよく確認した上で手続き願います。

1. 交付申請及び交付決定の時期

本事業は、執行の効率化の観点から、以下の区分ごとに交付決定を行います。具体的には各区分間に受け付けた交付申請を一括して交付決定することとしています。（よって、同一区分の初日に受け付けた申請と区分最終日に受け付けた申請は、いずれも同日付け交付決定となります。）

なお、区分は交付決定手続きの効率化のため便宜的に設けているだけであり、いずれの区分に申請しても、交付決定の内容や執行可能な経費等に違いはありません。

第1回目	： 6月20日（月）～6月24日（金）	【6月中に交付決定】
第2回目	： 6月27日（月）～7月6日（水）	【7月中に交付決定】
第3回目	： 7月7日（木）～8月5日（金）	【8月中に交付決定】
第4回目	： 8月8日（月）～9月7日（水）	【9月中に交付決定】
第5回目	： 10月7日（金）～11月7日（月）	【11月中に交付決定】
第6回目	： 11月8日（火）～12月7日（水）	【12月中に交付決定】
第7回目	： 12月8日（木）～1月6日（金）	【1月中に交付決定】
第8回目	： 1月10日（火）～2月7日（火）	【2月中に交付決定】
第9回目	： 2月8日（水）～3月7日（火）	【3月中に交付決定】

また、一度交付申請を行い、交付決定を受けた後、状況の変化が生じた場合等には、変更承認申請を行うことができます。この場合においても、時期については上記に準じます。

例：11月から12月まで取組を実施する予定で第6回目において交付決定を受けたが、【1月まで

取組を延長することとした or 当初想定から接種希望者数に変動が生じた、など】ことにより接種回数が増加したことから、第8回目に変更承認申請を行い、変更交付決定を受ける、など。

なお、上記のとおり、二度目以降の申請手続き・様式は一度目と異なりますので、詳細は「2. 交付申請に当たっての留意点」を確認してください。

2. 交付申請に当たっての留意点

- 交付申請額は接種回数×単価（1,000円）により算出することとし、接種回数はこれまでの実績に加えて今後の見込みも計上可能とします。
- vaccine-jigyuu@mext.go.jp宛にメールにて申請を行ってください。その際には、以下のファイルを作成・添付してください。
 - ・交付申請書（様式1（第4条第1項関係））ファイル名は次のとおりとしてください。なお、Excel形式とともに、PDF形式に変換したファイルも作成・添付してください。
【00000000 交付申請】学校名
また、メールの件名は次のとおりとしてください。
【00000000 交付申請】新型コロナワクチン接種促進事業（学校名）
※グレー部分を適宜修正、00000000は申請年月日（西暦）を半角8桁で記入
- 二度目以降の申請の際には、以下のファイルを作成・添付してください。（ファイル名や作成・添付ファイル、及びメールの件名は上記に準じてください。）
 - ・事業内容等変更承認申請書（様式2（第8条第1項関係））
- 「データ入力用」シートについては、文部科学省における作業の妨げとなるため、加工・編集等は決して行わないでください。
- 交付申請のメール送付日から、3営業日以内に受信確認のメールを送付（返信）します。3営業日を過ぎても受信確認のメールが届かない場合、手続き連絡先までお問い合わせください。

3. 実績報告に当たっての留意点（調整中）

実績報告についての手続きに関する留意点については、現在、調整中であり、詳細については追ってお知らせします。現時点における検討内容を以下にお示ししますが、今後の検討状況によって変更が生じる可能性がありますので、御承知おきください。

- 実績報告は、各学校における接種促進の取組が全て完了した後に行ってください。よって、現行の取組が終了したものの、今後改めて取組を再開する予定が少しでもあるなどの場合、全ての取組の終了後に実績報告を行ってください。（実績報告後に、再度交付申請を行うことは想定していません。）

○ vaccine-jigyuu@mext. go. jp 宛にメールにて報告を行ってください。その際には、以下のファイルを作成・添付してください。

・実績報告書（様式5（第12条第1項関係））

・補助対象経費実績額、補助金執行確認書（様式5（第12条第1項関係）別添）
ファイル名は次のとおりとしてください。なお、Excel形式とともに、PDF形式に変換し、ファイル一式を結合したPDFファイルも作成・添付してください。

【00000000 実績報告】学校名 ← 実績報告書

また、メールの件名は次のとおりとしてください。

【00000000 実績報告】新型コロナワクチン接種促進事業（学校名）

※グレー部分を適宜修正、00000000 は申請年月日（西暦）を半角8桁で記入

○ 「データ入力用」シートについては、文部科学省における作業の妨げとなるため、加工・編集等は決して行わないでください。

○ 実績報告のメール送付日から、3営業日以内に受信確認のメールを送付（返信）します。3営業日を過ぎても受信確認のメールが届かない場合、手続き連絡先までお問い合わせください。

○ 受信確認後も、報告内容等についての確認を行う場合がありますので予め御承知おきください。

○ 補助金の支払いについては、全ての取組終了後に実績報告を行っていただき、それに基づく補助金の額の確定を行った上で手続きを行うこととなります。

○ 第1～4回において、既に本事業に申請した大学等は、オミクロン株対応ワクチン接種を含めたワクチン接種について、今後も継続して実施すると考えられることから、実績報告においても第5～9回と同じ期間に実施する予定です。

4. 本事業における各種手続きの委託について

本事業では、交付申請や実績報告などの各種手続きを遅滞なく円滑に実施する観点から、一部業務を事業者へ委託しています。

委託している業務は以下のとおりです。

- ・本事業における交付申請や実績報告の受付、内容確認
- ・上記に関連した問合せや確認連絡
- ・各種手続きに関する問合せ対応及び文部科学省との連絡・調整

このため、本事業における各種手続きについての問合せや質問等の連絡先は下記委託事業者（サポートデスク）となります。併せて、本事業における各種手続きについての連絡や問合せなどを、委託事業者（サポートデスク）から行うことができますので、予め御承知おきください。

なお、各機関からの問合せや質問等が多数寄せられることが想定されることから、可能な限りメールにて御連絡くださいますようお願いいたします。

【本件担当】

(事業に関すること、本文書の記載内容に関すること)

文部科学省大学等ワクチン接種加速化検討チーム企画調整班

03-5253-4111 (内線 : 3331)

E-mail : vaccine-jigyoku@mext.go.jp

【手続き連絡先】

(交付申請の手続きや記載方法等に関すること)

委託事業者 (サポートデスク)

080-4350-9285 / 080-4359-0793

E-mail : vaccine-jigyoku@mext.go.jp

対応時間 : 9:00~17:30

(土・日・祝日及び 12:00~13:00 を除く)

※本事業のためのサポートデスクを令和5年3月31日
まで開設していますので、こちらまでご連絡くださ
い。